

## [IV] 平成21年度社会事業部事業計画（案）

### 第1 へるぷねっといしかわの運営

#### 1 相談事業の実施

昨年度に引き続き、平日の電話相談及び県内各所における定期的な面接相談を実施する。なお、必要に応じて、非定期の相談事業（110番等）を本会各部と連携して実施する。また、例年に引き続き、新入会員を主な対象として登記相談員及び一般相談員の拡充を図る。

<u>予算額</u>	<u>旅費日当</u>	<u>金154,800円（社会事業部会）</u>
	（内訳）旅費	5,000円×3名×6回 = 90,000円
	日当	900円×3時間×4名×6回 = 64,800円

#### 2 相談員派遣

国・地方自治体等において多重債務問題に関する相談窓口が増加していることに加え、国会で消費者庁設置に向けた動きが見られることに伴い、地方行政においても消費者問題への取組みがさらに活発化すると考えられるため、相談員派遣の要請が増加するものと予想される。国民の司法へのアクセス向上のため、また司法書士制度広報のために、引き続き相談員派遣依頼に対応していく。

<u>予算額</u>	<u>旅費日当</u>	<u>金948,000円（内訳詳細後記）</u>
------------	-------------	--------------------------

相談会場	相談種類	日程	金額（円）	回数 / 年
金沢市役所	多重債務	毎週木曜日	100,000	50
金沢市役所	登記	毎週水曜日	100,000	50
野々市町役場	一般	毎月第2木曜日	24,000	12
白山市役所	登記	毎月第4木曜日	24,000	12
白山市役所	多重債務	毎月第2月曜日	24,000	12
小松市役所	登記	毎月第2金曜日	24,000	12
小松市役所	多重債務	毎月第3金曜日	24,000	12
加賀市役所	多重債務	毎週木曜日	100,000	50
七尾市役所	登記・多重債務	毎月第4金曜日	24,000	12
中能登町役場	一般	毎月第1月曜日	24,000	12
羽咋市役所	登記・多重債務	毎月第3水曜日	24,000	12
志賀町（志賀）	一般	毎月第2金曜日	24,000	12
志賀町（富来）	一般	隔月（奇数月）	12,000	6
司法書士会	一般	毎週水曜日夜間	220,000	50
その他	全般	随時・新規	200,000	
合計			948,000	

### 3 相談事業全般に関する研修

各種相談会において相談内容が複雑多岐にわたる傾向があるため、相談過誤や利益相反について注意を払う必要がある。相談マニュアルの改訂も検討しつつ、研修等により相談員の質的向上を図るとともに、注意喚起を行う。

<u>予算額</u>	<u>旅費日当</u>	<u>金 35,400円</u>
(内訳) 旅費	5,000円×3名×2回	= 30,000円
日当	900円×3名×2回	= 5,400円

## 第2 関係諸団体との連携・協働

法テラス等の関係諸団体との連絡調整を行い、各種法的サービスに関する情報収集を図ると同時に、多重債務問題・自殺問題対策等に関する各種機関・団体と連携しながら、当会が実施すべき相談事業の在り方や今後取り組むべき社会問題について検討を行う。なお、当会と関係諸団体が協賛して相談会等を開催する際には、当会から相談員を派遣するなどの対応をする。

<u>予算額</u>	<u>旅費日当</u>	<u>金 88,500円</u>
(内訳) 旅費	5,000円×15回	= 75,000円
日当	900円×15回	= 13,500円

## 第3 ADR機関（司法書士調停センター）に関する情報収集

現在、当会においては、裁判外紛争解決手続機関（以下「調停センター」という。）設立に向けた具体的な取組みは行っていない。その理由としては、調停の対象とする事件の範囲をいかにすべきかという点や、運営面における人材・財源の確保及び組織運営の在り方等、検討課題が多岐に渡ることが挙げられる。

全国的には、東京会、神奈川県会、滋賀県会、静岡県会が法務省の認証を得て調停センターの運営を開始しており、その他の単位会においても調停センター設立への動きが見られる。

当会としては、調停センター設立に関して、昨年度と同様、他の単位会（主に先行して調停センターを運営している単位会）の動向を参考にしながら検討し、また日司連等が主催する調停センターに関する研修会等において得られる情報を収集することに努めたい。

<u>予算額</u>	<u>金</u>	<u>0円</u>
------------	----------	-----------

社会事業部予算総額 金 1,226,700円